

# 丹波篠山市立篠山中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月6日  
丹波篠山市立篠山中学校

## 1 いじめの防止等のための学校の方針

「いじめは、全ての生徒に関係する問題である」という理念を前提に、いじめ防止等のための学校の基本方針を定める。

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外のあらゆる機会を通していじめが生徒の尊厳を脅かす「重大な人権侵害」であり「いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす」人として決して許されない行為であることを理解できるようにし、生徒自身がいじめについて主体的に考え、行動できるような取組を推進する。
- (2) 「いじめはどの学校・どの集団でも起こりうるものである」、「いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい」という認識に立ち、日常生活における生徒の学習環境・言語環境を整え、豊かな人間関係の構築を図る。
- (3) 授業や行事、部活動等の中で、協同的な学びを充実させ、意見交流する中で、生徒が安心でき、自己存在感や自己有用感が感じられる「居場所づくり」と「絆づくり」を進めることによって、「いじめを生まない土壤」と「いじめが起こらない学校風土」をつくる取組を推進する。
- (4) いじめの問題に関する研修の機会を持つことにより教職員の資質と指導力を向上させる。また、保護者の研修会とも連携していじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る取組を推進する。
- (5) 校内に「いじめ対応チーム」を設置し、聞き取りや質問紙によるいじめの早期発見、早期解決を図る。また、いじめ防止の実施状況に関する検証を通じた継続的な取組を行う。
- (6) いじめの兆候を逃さないために、生徒や保護者からのどんな些細な情報でもしっかりと聞き取り、常にアンテナを高く意識しておく。また、聞き取った情報を記録し、速やかに情報共有するとともに、即時即日、迅速で適切な教育相談・教育指導を行う。
- (7) いじめの兆候を発見した場合は、個人で有無を判断するのではなく、背景にいじめがあるものとして問題を軽視することなく、見聞きした事実を必ずその日のうちに生徒指導担当、管理職に報告する。保護者と早期に指導方針を共有する。
- (8) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 いじめの定義

子ども(生徒)と一定の人間関係にある他の子ども(生徒)が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった子ども(生徒)が苦痛を感じているものをいう。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子ども(生徒)の立場に立っていじめ対応チーム会議により、組織的に行う。

## いじめの基本認識

- ①いじめはどの子ども(生徒)にもどの学校でも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

### 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

#### (1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

#### (2) いじめ対応チームの構成

いじめ対応チームの構成員を次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、各学年1、通級、スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）、また、必要に応じて次の関係者を構成員とする。

関係学年代表、関係学級担任、関係部活動顧問

外部専門家や関係機関・団体等の助言も得ながら、機動的に運用する。

#### (3) いじめ対応チームの役割

ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、P D C Aサイクルによる検証、修正の中核としての役割。

イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等の企画、教職員の対応能力の向上。

ウ いじめの早期発見のための質問紙調査や聞き取り調査を企画・実施するなど、いじめの調査、相談・通報の窓口としての役割

エ いじめの疑いに係る情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

オ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

キ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割

#### 4 いじめの未然防止

いじめはどこででも、誰にでも起こりうるという事実を踏まえ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことにより、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壤づくり」の取組を推進しなければならない。そのため、以下の取組を推進する。

取 組	ね ら い	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	生徒に「いじめは重大な人権侵害である」との認識を持たせ、生徒が相互に尊重しようとする態度を育む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育に「いじめの問題」や「絆づくり」の内容を取り入れる。</li> <li>・特別活動や行事など、学校生活のあらゆる場面で、仲間・絆づくりを主眼としたきめ細やかな指導を強化する。</li> <li>・いじめアンケートの結果を公表して生徒にフィードバックし、学級や学年、全校の場でこの問題を考えさせる。 (5月、10月、2月)</li> </ul>
道徳教育の充実	生活の場面に見られる問題点について、自ら道徳的に価値葛藤し、人間らしく正しい言動をしようとする態度を育む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめの問題」や生徒相互の「絆づくり」につながる教材を活用して実施する。</li> <li>・生徒個々の状況や精神状況を推し量る感性を高める教材を活用して実施する。</li> </ul>
体験教育の充実	自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に気づき、発見して体得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入生歓迎セレモニー（4月）</li> <li>・修学旅行（5月）</li> <li>・トライやる・ウィーク（6月）</li> <li>・総合体育大会（7月）</li> <li>・リサイクル活動（8月）</li> <li>・体育祭（9月）</li> <li>・新人大会（9月）</li> <li>・定期演奏会（10月）</li> <li>・文化祭（10月）</li> <li>・スキー学校（1月）</li> <li>・3年生を送る会（3月）</li> <li>・各種ボランティア活動（年間）</li> </ul>
部活動の充実	部活動内での好ましい人間関係を築くため、生徒自らが主体的に活動する集団作りを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に部活動顧問が教育相談を行い、顧問が生徒の心情を理解したり、得た情報を当該学年団と共有する。</li> <li>・部活動見学等で互いの部の良いところを学び、部に生かす機会を作る。</li> </ul>

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせ、対等で豊かな人間関係を築く。 自分が苦痛を感じたとき、助けを求める力や自分の意見を相手に伝える力を伸ばす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業の工夫をし、ペア・グループを活用するなど他者と関わり合う機会を増やす工夫をする。</li> <li>学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やす工夫をする。</li> <li>様々な手法を取り入れ、自己表現や仲間作りができるような工夫をする。</li> </ul>
-------------------------	---	---

生徒の主体的な活動の充実	生徒自らがいじめの防止の活動を行い、解決を図ろうとする自主性を育てる。 考え、議論すること等の取組の充実を図ることを通じて、いじめに正面から向き合うができるよう工夫をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒会を中心として、全校朝会や集会の場でいじめ防止を訴える。</li> <li>いじめ防止標語の作成</li> <li>「NO MORE いじめ」宣言</li> </ul>
情報モラル教育の充実	ネットワーク上での誹謗中傷などのいじめの防止と、個人情報の保護等の情報モラルを高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家を招き、ネット犯罪や中学生のネットトラブル、個人情報の保護などに関する講演会を行う。（11月）</li> <li>「生徒会 情報機器取り扱い三か条」の見直し</li> </ul>
生徒の課題を発見する取組と課題解決のための計画的な取組の充実	まだ表面に表れていない生徒の課題を発見し、その課題を解決していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>SSWと連携して、当該生徒に関するケース会議を開催し、課題の発見やその解決に向けての取り組みについて話し合う中で、教師が生徒のとらえ方を学び、いじめの未然防止につなげる。</li> </ul>
教員の資質向上のための職員研修の充実	いじめの特質を理解し、いじめ問題についての基本的な認識を共通理解する。生徒と活動の場をともにする中で、生徒個々の置かれた状況や精神状況を推し量ることのできるよう教職員の感性を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCと連携した教職員の人権意識やカウンセリング・マインドを高める校内研修会を実施する。</li> <li>教職員の言動が生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりするのを防ぐ授業研修会（通年）を実施する。</li> <li>職員会議の中に研修を入れ、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるとともに資質向上を図る。</li> </ul>
学校と保護者、地域、関係機関との連携の充実	いじめの未然防止と情報モラルの保護者への啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A研修会等での専門家を活用した講演会の実施。（11月）</li> <li>保護者との個人懇談や家庭訪問、電話連絡等での些細な情報も聞き逃さない。保護者の話を細かく聞き取り速やかに校内で情報共有を行い、いじめの未然防止につなげる。</li> </ul>

## 5 いじめの早期発見の取組

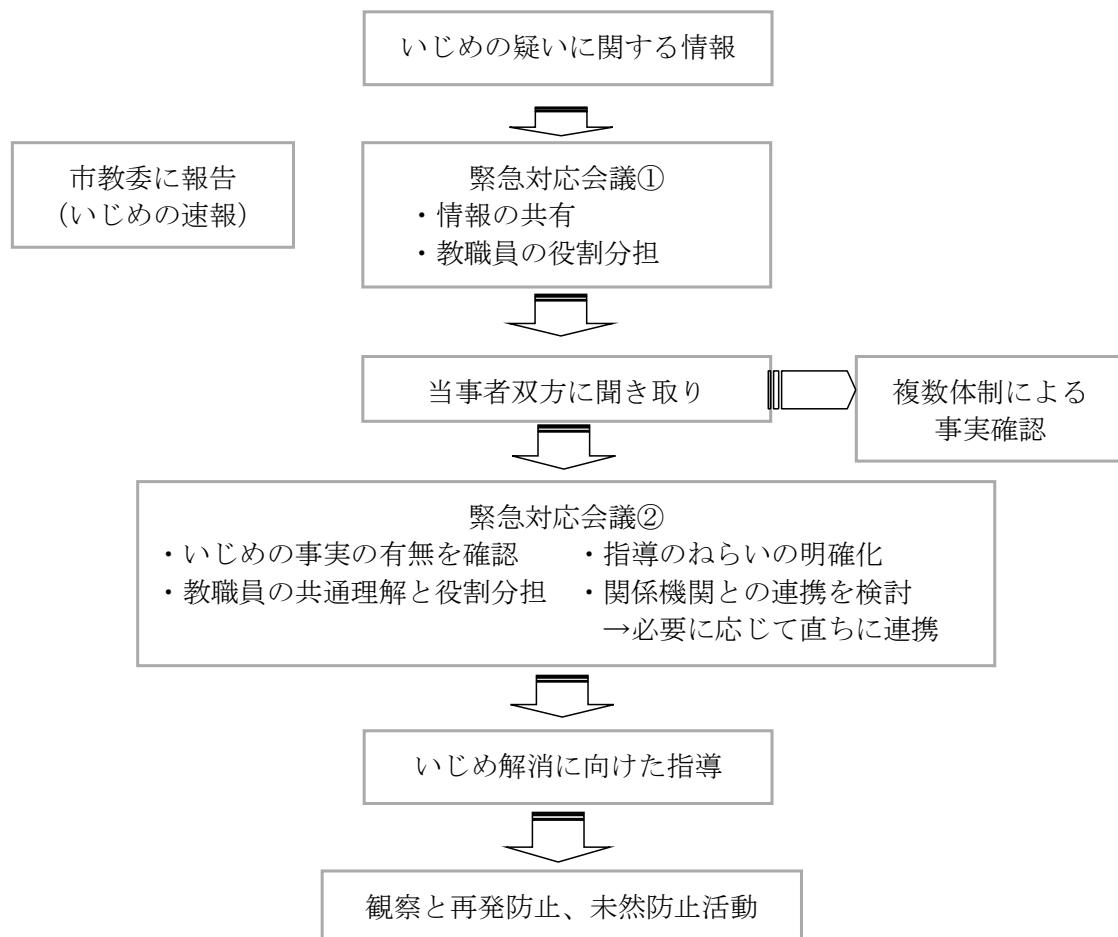
いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知しなければならない。そのため、以下の取組を推進する。

取 組	ね ら い	具体的な内容（時期・回数等）
<u>日々の観察とキャッチ相談の実施</u>	小さな心の変化が生徒の言動に変化をもたらすことを認識して兆候を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠席や遅刻・早退の状況や表情や行動、生活ノートの活用による生徒の日々の生活に関する感想などを細やかに観察する。</li> <li>生活の場面で生徒の変化に気付いた場合、後刻、声をかけて相談の場を設定する。</li> </ul>
<u>教育相談週間の実施（学校カウンセリング）</u>	生徒の悩みや心の奥にあるストレッサーを把握し、解決に向けた協同体制をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間を設定し、生徒の心情を理解したり、情報を得たりする。（5、10、3月）</li> <li>SCと連携し、生徒の継続的なカウンセリングを行う。</li> </ul>
<u>いじめ実態調査アンケート</u>	客観的に測定でき、繰り返し実施可能かつ比較可能な尺度で生徒の現状を把握し、課題を発見する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎学期アンケートを実施し、集計（複数でWチェック対応）と分析を行って課題を発見する。緊急性のある問題がある場合はすぐにいじめ対応チームで対応を協議し、対応する。</li> </ul>
<u>Q-Uテストの実施</u>	客観的な資料に基づいて生徒の現状を把握し、課題を発見する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>テストの集計と分析結果から生徒個々の課題を学年で検討するとともに、学級経営のあり方を協議し、改善に向けた取り組みを進める。（5、10月）</li> </ul>
<u>ケース会議</u>	生徒や家庭、その周辺に関する様々な情報を収集し、共有する。具体的な対応を検討、実行し、生徒の成長を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒と生徒を取り巻く環境についてSSWが課題の背景や原因を分析し、総合的なアセスメント（見立て）を専門的に行う。対応プランを具体的に協議・決定・実行する。モニタリング（振り返り）を行い、継続した支援を行っていく。（随時）</li> </ul>
<u>いじめ体罰相談窓口の周知</u>	些細なことでも相談ができるようとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ体罰相談窓口について、学期末毎に周知する。</li> <li>長期休業中の窓口の徹底</li> <li>個人懇談会等で保護者にも周知する。</li> </ul>

## 6 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、適切な対応を早期に速やかに組織的に各機関と連携して実施する。また、いじめられた生徒を守り通し、いじめた生徒に対しては、いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景に目を向け、成長支援という観点を持ちながら、毅然とした態度で指導する。

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



### (2) いじめが起きた場合の対応

#### ア いじめられた被害者側に対して

##### ○生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜く」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### ○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・家庭で生徒が保護者に訴えていることや保護者が気づいた生徒の変化の様子などがあれば細かく聞き取り、事実との関係性について調査することを伝える。

- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### イ いじめた加害者側に対して

##### ○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

##### ○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・加害生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ウ 周りの生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### エ 継続した指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握するよう努める。
- ・いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

#### (3)いじめ解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又はいじめ対応チーム会議により、より長期の期間を設定するものとする。

またこの間、1ヶ月に1回程度、被害者・加害者にいじめの有無、改善状況等について

教育相談を行うものとする。

イ いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4)特に配慮を要する児童生徒への対応について

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、該当生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒(以下「被災生徒」という。)については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図る。また、道徳教育の充実を図るとともに、学年集会や学級指導等で教師の講話の機会等を設け、障害や特性についての理解を促し、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 7 関係機関等との連携

いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策を関係所の連携のもとに適切に行う。

(1) 連携する関係者等

- |         |           |          |            |
|---------|-----------|----------|------------|
| ・PTA    | ・教育支援センター | ・学校運営協議会 | ・子ども家庭センター |
| ・人権推進課  | ・法務局      | ・家庭児童相談員 | ・民生委員・児童委員 |
| ・主任児童委員 | ・警察       | 等        |            |

また、特別な配慮を必要とする生徒の対応について、小中高等学校間で情報を共有する。中学校区内の各小学校の指導内容について情報交換を行い、一貫した指導体制を確立する。

## 8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連續して欠席しているような場合は、学校の判断で迅速に調査に着手する。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態を認知した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

市教育委員会において、調査の主体を学校が担うか市教育委員会が担うか判断することとなるが、学校が調査の主体となる場合、以下のような対応にあたる。

① いじめ対応チームを母体とし、事態に応じた専門家（弁護士・精神科医・学識経験者・心理や福祉の専門家 等）を加えた組織を重大事態の調査組織 として設置

② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

【明確にする事実関係】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ・いつ（いつ頃から）    | ・いじめを生んだ背景事情  |
| ・誰から行われ       | ・生徒等の人間関係     |
| ・どのような態様であったか | ・どのように対応したか 等 |

【留意事項等】

- ・因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

③ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

④ 調査結果を市教育委員会に報告

⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置の実施

9 『NO MORE いじめ』宣言

- 1 私たちは、絶対にいじめをしません。
- 2 私たちは、絶対にいじめを許しません。
- 3 私たちは、自分の言葉に責任を持ちます。
- 4 私たちは、人の心と命の大切さを第一に考えます。
- 5 私たちは、互いの個性を認め合います。

みんなが笑顔で過ごせるような学校をつくるために、上記のことを宣言します。



10 いじめの防止に係る年間計画（別紙）